

## 入札心得書

- 1 入札参加者は、公売公告及び本心得書を熟読のうえ入札してください。
- 2 入札参加者は、入札に関し、村の担当職員の指示に従ってください。
- 3 入札参加者は、入札場所において、村有財産一般競争入札参加申込書（入札参加者が代理人である場合は、本人の委任状を添付すること。）を提出してください。
- 4 入札は、所定の入札書を用いて、入札してください。
- 5 入札書には、入札者の住所、氏名（法人にあっては名称及び代表者名）を記入のうえ、必ず押印し、入札金額の頭には、辛酉を付けて、算用数字を用いて記入してください。
- 6 提出済みの入札書は、その事由のいかんにかかわらず書換え、引換又は撤回をすることができません。
- 7 次の各号の一に該当する入札は無効とします。
  - (1) 村有財産一般競争入札参加申込書（入札参加者が代理人である場合は、本人の委任状を添付すること。）を提出していないとき。
  - (2) 入札に際し、不正の行為があったとき。
  - (3) 入札者又はその代理人が同一の入札について2通以上の入札をしたとき。
  - (4) 入札書の氏名（法人にあっては代表者の氏名）その他重要な文字及び証印が誤脱し、又は不明なとき。
  - (5) 入札書の金額を訂正しているとき。
  - (6) 公売公告又は本心得書事項に違反したとき。
  - (7) 入札担当者の指示に従わないとき。
  - (8) 前各号に掲げるもののほか、入札の条件に違反したとき。
- 8 開札は、入札の場所において入札の終了後、直ちに、入札者を立ち会わせて行います。この場合において、入札者が立ち会わないときは、村の指定した職員を立ち会わせて開札します。
- 9 開札の結果、村の予定価格に達する入札のない場合は、直ちに、再度入札を行いますが、再度入札は2回を限度とします。
- 10 開札の結果、村の予定価格以上の最高のものをもって入札した者を落札者とします。ただし、落札者となる同価格の入札者が2人以上ある場合は、直ちに、くじ引きによって落札者を定めます。
- 11 落札者が、落札決定の日から起算して10日以内に売買契約を締結しない場合は、その落札は無効となります。

- 12 落札者は、売買契約締結の際、契約保証金として契約金額の100分の10以上（円未満切上げ）の金額を納めなければなりません。ただし、契約締結と同時に売買代金の全額を支払う場合は、契約保証金を免除するものとします。
- なお、この契約保証金には、利息を付さないものとします。
- 13 契約保証金は、落札者が契約の全部を履行した場合は、遅滞なく契約保証金を還付するものとします。ただし、現金で納付した契約保証金は、落札者の契約保証金を充当する旨の申し出のあった場合で、落札者が納入通知書に記載された納入期限までに売買代金（契約保証金額を除いた額）を完納したときに売買代金の一部に充当できるものとします。
- 14 売買契約締結後、落札者に対し、売買代金（契約保証金を充当する旨の申し出があった場合は、契約保証金額を除いた額）について、日高村財務規則第25条の規定により作成した納入通知書を交付するものとします。
- 15 契約保証金は、落札者が納入期限までに売買代金を完納しないとき、又は契約の条項に定める義務を履行しないときは、村に帰属することになります。
- 16 本心得書に定めのない事項は、すべて地方自治法、同法施行令、日高村契約規則及び日高村財務規則の定めるところによって処理します。